



センターマスコットキャラクター「メメ&ベベ」  
by K. Sakamoto

シルバーとさ

編集・発行

(公社)土佐市シルバー人材センター  
〒781-1105 土佐市蓮池 2211-2  
電話 088-852-1123 FAX 088-828-5520  
HP <http://www.tosa-sjc.or.jp/>  
メール [mail@tosa-sjc.or.jp](mailto:mail@tosa-sjc.or.jp)

## 新しいシステムと就業条件の明示を開始します -2-

先月号から新しい法律であるフリーランス法にしたがって、会員みなさんに新システムと就業条件の明示について、お知らせすることとしています。その前に、シルバー人材センターに入会され、会員となったみなさんの基本的なことについて、おさらいしておきましょう。

### ■シルバー人材センターと会員

シルバー人材センター(以下「SC」といいます。)は、法律制度等の中で、地域に在住している高齢者(60歳以上)への就業の機会を確保し、提供することが業務の主たる目的です。そのため、SCは、「一般社団法人か、公益社団法人という法律に基づいた組織を形成しています。このため、SCの会員となった方は「雇用関係」が成立しません。一般の事業所(会社組織を含む。)のように、「労働基準法」が適用される方とはまったく違うことに注意して下さい。

SCと会員は雇用関係なし

### ■会員と個人事業主

土佐市 SC の入会説明会でお知らせしたように、入会后、会員は「個人事業主」となることは承知のとおりです。個人事業主となった会員は、土佐市 SC から提供される仕事について、配分金の金額や作業条件について自分で実施可能と判断したら、その作業を「請け負う」となります。当然、その作業は、個人事業主として相手方に完成状態で渡すということが必要です。これが「請負・受託」の原則です。

会員は請負または受託、派遣で就業する

### ■会員の取引

そして、土佐市 SC を通じて、発注者の方に作業への同意をもらうわけですが、文書ではなく、口頭でも、その作業に関する「契約」が行われ、「取引が成立する。」こととなります。この取引が消費税法で「国内の資産の取引に消費税を課す。」という規定の適用を受け、消費税を含めた取引が出来るわけです。この資産取引の内容を「役務の提供」といいます。役務の提供は従来の8%課税である軽減税率には該当しませんので、当然、その課税率は10%ということになります。

会員労働は消費税法に該当する取引

### ■会員配分金と消費税

個人事業主は、その所得について、給与、年金、雑所得などであっても一定以上(48万円以上)の所得があったときは、「所得税法」により所得税を納税しなくてはならないのは承知のとおりです。また消費税も受け取った消費税から支払った消費税の差額は納税しなればなりません。

このふたつの税金(所得税と消費税)について、確認しておきましょう。

### ■配分金(使用材料費などを含む。)は、確定申告が必要か?

毎年2月中旬から行われる「税の申告」は所得税申告で、「確定申告」といいます。この申告が必要な方は、例えば、給与所得と年金所得のある方など条件が定められています。会員は、SC から配分金を受け取っていますが、上に記載のように、SC と会員が雇用関係にないため、「給与所得」に該当

せず、所得税法の「雑所得」に該当します。

では、申告しなければならない所得とはいくらでしょうか。この雑所得の必要経費は租税特別措置法第27条(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)により55万円を上限とすることが出来ますので、確定申告の必要性については、自分の配分金総額と必要経費の関係を明らかにして土佐市税務課や伊野税務署等にご相談下さい。

次に、消費税ですが、会員は1年間の売上が1千万円未満ですから、消費税法の「免税事業者」にあたります。このため、消費税の確定申告(通常は会員の事業年度閉鎖後、SCで言うと5月期に実施です。)を行う必要が免除されます。

### ■整理

#### ① 会員と SC は雇用関係がない。

※ 雇用関係を成立させようとするなら、SC は解散し、労働基準法が適用される事業所・会社のように組織変更しなければならず、今の制度では国・市の補助金は見込めない団体となる。

#### ② 会員となった個人事業主の税は、○所得税、○消費税のふたつの税が発生する。

※ 所得税は、納税(確定申告)条件が複数あり、税務所管に相談すること。特に、年間の配分金額が55万円を超える会員は注意が必要。

※ 消費税は、個人事業額が1千万円未満で免税事業者であるなら確定申告は必要ない。

#### ③ 税に関する心配事は SC 事務局へ相談

さて、前月号でお知らせしたように、11月1日からフリーランス法による「就業条件の明示」という手続きが始まりました。この手続きは、あくまでも、会員が作業前に「対価報酬を含めた作業の条件を納得して請け負う」ということにあります。今までのように、会員は作業が終わったら「就業報告書」を SC 事務局に出して、配分金が振り込まれるまで「対価報酬を知らなかった」というようなことないようにしたいと考えます。

また、新しい就業情報システムは、仕事に就きたいという大勢の会員に、事務局に来ていただき、「やりたい仕事を自分で見つけてもらいたい。」とすることです。

### ① 就業条件の明示

さて、11月1日からフリーランス法が施行されました。これまでにお知らせしたとおり、この法律では、SC 会員がフリーランスに該当することから、会員が就業する作業は、あらかじめ作業の条件・対価報酬などが記載された就業条件明示書をお渡しする必要があることは解っていただいたと思います。

手順を確認しておくと、

○会員が SC 新システムや電話その他で連絡を受け、希望する仕事があったとき

○会員と職員で現場に行き、作業時間・作業道具などを決めます。

○事務局に帰り、就業単価を使って対価報酬を決めます。

○結果、作業希望の会員が OK なら就業条件明示書を作成しお渡しします。

○会員は自分の責任で仕事を完了させます。

○あとは、終わった報告と、所定の期日に対価報酬を振り込みするのは今までどおりです。

この就業条件明示書は、急いで作業しなければならない場合を除き、事前にお渡しすることが条件となっています。このため、就業希望の会員は、必ず事務局に来ていただく必要がありますので、ぜひご協力下さい。

## ② 就業条件明示書の書式

この書式の記載内容については、前月号でお知らせしましたが、会員のみなさんには直接見ていただくことが「良い」と思いますので、お時間のあるとき、SC 事務局にお立ち寄り下さい。実際に見て説明します。

## ③ まとめ—フリーランス法から就業条件明示書まで—

先月号から今月号までフリーランス法の施行にともなう会員の就業方法の変更について、ご

説明してきました。今回は法律改正によるもので、わかりにくい部分が多くあると思いますが、要は、会員のみなさんが、この法律で言う「フリーランス」に該当し、この法律で守られるということです。そして、守るために「何が必要か?」ですから、仕事の内容・対価報酬を事前に納得したうえで請け負うという形にしていくものです。会員は、派遣事業を除き、「請負作業」をするわけですから、発注者からの要望をきちんと判断したうえで仕事をするという、本来の請負業務の形が成立するわけです。なお、ご不明の点は遠慮なく SC 事務局にお問い合わせ下さい。

## ④ 会員と労災保険

次に、このフリーランス法の施行に伴い、テレビ等の報道にもありましたように、フリーランスである個人事業主も労災保険に加入することができるようになりました。「労災保険」の正式名称は「労働者災害補償保険」で、今までは労働者を雇用している事業主は、必ず労災保険に加入しなければならなかったもので、雇用主とそこに働く労働者の間に「雇用関係」が成立していることが絶対条件です。

しかし、今回のフリーランス法でいうフリーランスの方も、個人事業主として、この制度に個人で加入することが出来るようになりました。このため、フリーランスである会員のみなさんも、**自身で加入申請をすれば「労災保険」が適用**となります。

ただし、この申請については手続機関を経るということが条件とされていますので、労災保険に加入したい会員の方は、いったん SC 事務局にご相談下さい。

**【お断り】この申請手続について、SC 事務局がお手伝いすることは出来ません。悪しからずご了承下さい。**

## 契約方法の見直しに関する対応

さて、シルバー人材センター業界にもうひとつの課題が発生していることは、先の総会前の研修会や、以前の会報でもご報告しました。その課題が「**契約方法の見直し**」

です。

これまでの契約方法は、簡単に言いますと

○会員は、役務のサービスという行為を SC に売上げ、SC は会員から仕入れる

○SC は、会員から仕入れたこのサービスを事務費という利益を上乗せして発注者に売上げする

という形で、SC から見たら、会員は「仕入業者」にあたり、発注者は「売上先」となっています。このため、会員とは仕入取引が、発注者とは売上取引が成立しています。

この取引は、消費税法の規定では「国内における資産の取引に消費税がかかる。」としていますので、俗に言う「課税取引」が成立するわけです。

## ①インボイス制度の再確認

ところが例の「**インボイス制度**」が昨年 10 月 1 日からスタートしましたよね。この制度は、「**仕入控除に関する制度**」です。

事業を営む者は、その事業による売上金(収益事業費と言います。)が、5 千万円を超える場合、**課税事業者(本則課税事業者といえます。)**となり、5 千万円未

満で 1 千万円以上なら「**簡易課税制度による課税事業者**」を選ぶことができ、さらに、1 千万円未満なら「**免税事業者となって消費税の精算、つまり受け取った消費税から仕入れに要した消費税の残りを「納税する必要がない。」**」となります。

取引をする、つまり商売をするとき、必ず納品書・請求書・領収書といった書類が必要になりますよね。インボイス制度は、こうした商売、流通の世界で出所を明らかにした形としていくことを想定しています。出所が明らかだと安心感もありますね。

ところが、インボイス制度では、**税務署に登録したことを証明する「T 番号」**(土佐市 SC の番号は T5490005005973 です。)を記載した請求書を発行する必要があります。インボイスとは、この**登録した番号を記載した請求書のこと**です。

請求書は、売り上げた方から受け取った方へ発行しますから、受け取った方は、その請求書の記載内容によって、仕入れ消費税を算定するわけです。そして、さらに、その仕入れたものを次に売り上げるなら「利益を上乗せ」しますから、受け取った方の消費税は利益の分だけ上乗せになります。

来月号から、消費税率の 10%改正からインボイス制度へと歩んでいる現状と、先の衆議院選挙で与野党の勢力分野が変わることから、シルバー人材センター業界も多少なり政治的影響を受けることも予想されるため、その中央情勢を見ながら、全国のシルバー人材センターとともに、この課題克服への対策をとってまいります。その過程は、理事会協議も含めて会員のみなさんに報告していきますので、よろしく願います。

## = 清掃ボランティアのお礼 =

10 月 29 日(火)9 時から実施されました「おもてなし一斉清掃」に天気の悪い中、多数の会員の皆さんに参加いただきました。ありがとうございました。土佐市地域で事業を営む私たちシルバー人材センターは、毎年こうした活動を行って、地域の皆さんに寄り添った事業展開を今後も図ってまいりたいと考えております。



## = 会員互助会からのお知らせ =

### ■第 9 回シルバー文化祭のお礼

今年で 9 回目を迎えたシルバー文化祭は去る 11/11 から 11/15 の日程で当センター会議室において実施しました。今回、出展していただいたすべての皆さんに、改めて感謝を申し上げ、御礼とさせていただきます。来年度は 10 回目となりますので、会員のみなさん、またご協力いただいているみなさん、大作・力作に期待しております。



### ■令和 6 年度大忘年会の開催について

○本年 12 月 10 日(火)18 時より高岡町「たはら」で開催を予定しています「令和 6 年度大忘年会」の参加申込を事務局にて受け付けております。恒例の豪華賞品が当たるかもしれない「お楽しみ抽選会」も開催予定で、会費は 5,000 円、定員 30 名となっていますので、早めの申込をお願いします。**申込の締め切りは 12 月 5 日(木)午後 5 時 15 分までとします。**